

高知県青少年問題協議会 議事概要

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 7 日 (木) 10 : 30 ~ 11 : 30
 - 2 場 所 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3 階 大ホール「桜」
 - 3 出席者 尾崎会長 (挨拶のみ)、小田切副会長、金井副会長、矢野委員、橋本委員、渡辺委員、川崎委員、西森委員、大崎委員、池永委員、志手委員、関田委員 22 名中 11 名出席
- 事務局 地域福祉部 門田部長
児童家庭課 山本課長
人権教育課 西内課長

4 議事内容

○高知県青少年保護育成条例の改正について

事務局からネット問題に対する高知県の取組、条例改正の具体的な内容及び改正後の取組(案)について説明した後、質疑応答を行った。

[質疑応答要旨]

(委員)

参考資料 1 の鳥取県の条例 (抜粋) の中には事業者についての規定があるが、高知県でも今回の改正の内容に含まれているか。

(事務局)

事業者に対する規定については、電気通信事業者などの電気通信役務を提供する者へフィルタリングに係る情報の説明をするといった内容の規則が既に定められているため、今回の改正では、このことについて追加で改正を行う予定はない。

(委員)

資料 2 5 今回改正の具体的内容の中にある青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得できるように努めるということを条例に定めた後、これを具体的には、どのように県内へ広めていくのか。

(事務局)

このことについて、県内全体に取組を進めていきたいと考えているところだが、具体的には、まず県の方で周知、啓発を行う。また、県警や法務局などでは出前講座な

どの色々な取組を行っており、そういった関係機関との情報交換を行い、こういった対策が効果的かなど検討しながら取組を進めていきたいと考えている。

(委員)

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」があるので、どこかで指摘された方が良いと思う。

憲法問題をいくつか含んでいると思うが、あまり見えてこない。憲法があつて、法律があつて、条例があると言えば、説明がしやすいのではないか。

憲法で考えると、子ども自身が何をどうするかということは、基本的に自由である。ただし、親心として規制する場合があると思う。きちんと育てていくためには、自分たちの子どもたちは、自由を制限して、守らなければならないという考え方があり、ある程度合憲化されると思う。

親に関しても、基本的に保護者が自分の子どもをどのように育てるかは、激しい体罰を加えているなど無ければ、民法上、懲戒してもよく、体罰は明確に禁止されていないくらい基本的に国は介入しないという姿勢である。

子どもに携帯電話やスマホをどのように与えて、利用させて、今後のICT社会に馴染ませていくのか、これも親の自由の範ちゅうである。しかし、あまりにも害が大きい、容易に被害者になりうるため、責務として定めることが必要と思うので、合憲であつていいと思う。だからこそ、権力として介入していく、家庭内の教育に介入していく必要があるという視点を示していくべきだと思う。そこまでの必要性を説明していかないと、理解を得られず、どうしてそこまで言われたいいけないのかということになるのではないか。

また、県としては難しいかもしれないが、民間団体のアプリ等を紹介してもらいたい。そして、実際どうやって設定したらよいか等、実際に親に実行していただけるような方法の情報提供が必要ではないか。

資料2の右側の4の「対策を進めていくうえでの現行条例の課題」の中にある上から3行目、「青少年の適切なインターネットの活用を推進していくための規定がない」とあるが、ミスリードではないか。資料1の3の「ネット問題解消に向けたこれまでの取組」であるように、既に取り組んできていると思う。不足しているのではなく、一生懸命、受け手側の保護者や子どもに対して、県はこれまでも実際に働き掛けは行っていると思う。この規定がないと動きようがないというものではない。既に対策はできているし、今後取り組んでいくと思う。したがって、「適切にインターネットの活用を推進していく規定がない」と言うと、必然性がずれてしまう気がする。

私自身の捉え方が違うのかもしれないが、業者（発信する側）に対しては、既に規制がされている。受け手側については、確かに明記はされていないが、県が働き掛けしてはいけないということにはなかった。実際に青少年保護育成条例の第4条に基づい

て、取り組んできているので、今回、それを入れることの理由づけになるのかと疑問に思った。

(事務局)

ご指摘のとおり、法律の方に既に規定があり、事業者に対する規定もある。

事業者についての規定は、既に県の条例にも規定されており、保護者についての規定はなかったが、県教委からの説明でもあった状況の中で、このことについては県の条例としても規定すべきであることから、今回の改正に結びついている。

また、努力義務ということで、先ほどおっしゃられていた憲法上の問題や親のこ、子どもの権利の部分もあるため、努力義務でお願いをしたい。

民間のアプリについては、事業者のアプリではここまでしかできないということがあって、最低限の部分だと思うが、個別にアプリを紹介するという事は難しいため、今後、研究させていただきたい。

(委員)

青少年のインターネット問題については、PTA 等でも話し合われ、保護者自身も何とかしないといけないという意見が出ていた。今回、挙げていた課題や、具体的内容の中に県の PTA 連合会等へも働きかけを行い、もしかしたら、今までにアンケートを行っていたり、郡部の方でもインターネット問題について積極的に取り組んでいる団体もあると思う。そういったところからも情報をいただいて、保護者自身も課題を抱えているといった内容も含まれていないと行政側が一方向的に保護者に対して色々なこと強制をしているように捉えられるかもしれない。

もっと保護者が自分たちの問題として考えないといけないということは PTA の会合で意見が出ていたため、もし、県の PTA 連合会の情報が県の方なのであれば課題を考えるなかでそういった状況があることを含んだものにして欲しい。

(事務局)

これまでも、可能な限りで情報やデータを公表、提供してきた。今後、どういったことをお伝えできるかについては、検討していきたいと考えている。先ほど、指摘いただいたとおり、この条例を押し付けや強制していくものではなく、考えて実行してもらえるようなものにできればと考えている。

(委員)

4月1日に施行予定ということだが、この条例改正が成立した後の周知、啓発などの取組がとても大事になってくると考えられる。高知市では行っているが、他の市町村が独自に学習を進めていくことについて、西部では取組が見られるが、中部、東部

では体制が整っていない。今回の条例改正について、スマートフォンについては保護者も使用方法について子どもと約束をすることができると思うが、ミュージックプレイヤーやゲーム機でもスマートフォンと同じ様な使い方ができるということを教員や保護者が知っておくことが大事である。ただ、日々、状況が変わっていくため、常に最新の被害から見た防止対策等を進めていくことが大事になってくると思う。

(委員)

条例の規定をするだけではなく、保護者がしっかり取り組める情報提供が必要である。保護者にも自分で研究できる保護者もいれば、そんな時間がないという保護者もいるため、誰にでも分かる対応の仕方を紹介する義務が条例改正をする以上はあると思う。行政が特定のアプリ等を紹介するのは問題があるかもしれないが、複数のアプリを同時に紹介することは問題ないと思う。

—終了—